

第4 特定共同住宅等への総合操作盤設置に係る 消防法施行令第32条の適用について

「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年3月25日総務省令第40号。以下「省令第40号」という。）第2条第1号に定める特定共同住宅等において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準に対し、本消防本部における政令第32条に基づく基準の特例を下記のとおり定める。

1 適用範囲

省令第40号第2条第1号に定める特定共同住宅等

2 次の各号に掲げるすべての要件に適合する特定共同住宅等については、総合操作盤を設けないことができる。

- （1）住棟受信機等により、容易に火災住戸等の特定が行えること。
- （2）非常時に消防隊が進入する場合に、受信機等の設置場所に容易に到達できる措置が講じられていること。

3 その他

- （1）総合操作盤の設置に係る政令第32条の適用については、みやま市建築物同意等事務取扱規程（平成28年みやま市消防本部内訓第8号）の規定により特例適用申請書（様式第2号）の提出を要するものであること。